

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 9 月 12 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{セツビコウギョウ カブシキガイシャ}クシマ設備工業株式会社
 住所 大阪府堺市北区北花田町三丁33番21号
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 ^{ヤマ}野見山 ^{カズヒ}賢仁
 電話番号 072-255-1622
 FAX番号 072-255-1270
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 9 月 12 日

届出者

氏名又は名称 クシマ設備工業株式会社
住 所 〒591-8002 大阪府堺市北区北花田町三丁33番21号
代表者氏名 代表取締役 野見山 員仁

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	クシマ設備工業株式会社		
住 所	〒591-8002 大阪府堺市北区北花田町三丁33番21号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 野見山 員仁		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	野見山 いちよ	野見山 員仁	
監査役の名前	野見山 敦子	梶 和代	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 9 月 12 日

申請者

氏名又は名称	クシマ設備工業株式会社
住 所	〒591-8002 大阪府堺市北区北花田町三丁33番21号
代表者氏名	代表取締役 野見山 員仁

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府堺市北区北花田町三丁33番21号
クシマ設備工業株式会社

会社法人等番号	1201-01-020126	
商号	クシマ設備工業株式会社	
本店	大阪府堺市北花田町三丁33番21号	平成14年 9月 6日移転
		平成14年 9月26日登記
	大阪府堺市北区北花田町三丁33番21号	平成18年 4月 1日変更
		平成18年 5月19日修正
公告をする方法	大阪市において発行する朝日新聞に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和50年9月22日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水給湯設備工事、水洗便所設備工事、厨房設備工事、冷暖房設備工事、空調設備工事等の管工事の請負設計施工ならびに監督。 2. 土木工事業、舗装工事業。 3. 建築工事業。 4. 宅地建物取引業。 5. 上記各号に付帯関連する一切の事業。 	
発行可能株式総数	2万4000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 野見山 仁	平成26年11月30日重任
		平成27年 1月15日登記

大阪府堺市北区北花田町三丁33番21号
クシマ設備工業株式会社

	取締役 野見山勝	平成26年11月30日重任 平成27年1月15日登記
	取締役 野見山員仁	平成27年4月10日就任 平成27年4月15日登記
	大阪府堺市北区北花田町三丁33番地21 代表取締役 野見山員仁	平成27年4月10日就任 平成27年4月15日登記
	監査役 犁和代	平成26年11月30日就任 平成27年1月15日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年5月1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年5月1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年7月4日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和4年6月29日
大阪法務局堺支局
登記官

土屋佳代



定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、クシマ設備工業 株式会社 と称する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営む事を目的とする。

1. 給排水給湯設備工業、水洗便所設備工事、厨房設備工事、冷暖房設備工事、空調設備工事等の管工事の請負設計施工ならびに監督。
2. 土木工事業、舗装工事業。
3. 建築工事業。
4. 宅地建物取引業。
5. 上記各号に付帯関連する一切の事業。

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を 大阪府堺市北区 に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告は、大阪市において発行する朝日新聞に掲載してする。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行する株式の総数)

当社の発行可能株式総数は、2万4000株とする。

第 6 条 (株 券)

当社の株券はすべて記名式とし、50株券、100株券、1000株券、の3種類とする。
ただし 必要があるときは、上記以外の株式数を表示する株券を発行することができる。

第 7 条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 8 条 (株式の名義書換)

当社の株式につき名義書換、質権登録またはその抹消、不所持の申出または交付請求、株券の再発行その他株式に関する手続き及びその手数料については、取締役会の定める規則による。

第 9 条 (株主名簿の閉鎖)

当社は、毎決算期の翌日から定時株主総会の終結の日迄株主名簿の記載の変更を停止する。

前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定する為必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して株主名簿の記載の変更を停止することができる。

第 10 条 (株主の住所等の届出)

当社の、株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届出なければならない。

なお届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

第 11 条 (株主総会の招集)

当社の定時株主総会は毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に召集し臨時株主総会はその必要に応じ随時これを召集する。

第 12 条 (議 長)

株主総会の議長は社長がこれにあたる。

社長に事故があるときは、他の取締役がこれにあたる。

第 13 条 (決 議)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 取締役、監査役及び取締役会

第 14 条 (取締役及び監査役の員数)

当社の取締役は 3 名以上とし、監査役は、1 名以上とする。

第 15 条 (取締役の選任)

当社の取締役ならびに監査役は、株主総会において選任する。

取締役の選任については、法令に別段の定めがある場合を除き、累積投票によらないものとする。

第 16 条 (取締役及び監査役の任期)

取締役及び監査役の任期は、就任後 10 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役も補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第 17 条 (取締役の招集)

取締役会は、代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び監査役に対し会日の 3 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。

第 18 条 (代表取締役)

当社は、取締役会の決議により、社長 1 名を定め、また、必要に応じて専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。取締役社長は当社を代表する。

第 19 条 (報 酬)

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 20 条 (業務執行)

社長は取締役会の決議を執行し、かつ業務を総括する。

専務取締役および常務取締役は社長を補佐し、業務を分掌する。

第 5 章 計 算

第 21 条 (営業年度)

当社の営業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 までの年 1 期とする。

第 22 条 (利益配当)

利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

第 23 条 (免債事項)

株主配当金は、その支払提供に日から満 3 年を経過しても受領しないときは、当社は、支払いの義務を免れる。

上記現行定款に相違ありません

令和~~4~~年 9月 12日

住 所 大阪府堺市北区北花田町三丁33番21号

商 号 クシマ設備工業株式会社

代表取締役 代表取締役 野見山 員仁

